

入札説明書

島原振興局管理部総務課

1 入札に関する条件及び注意事項

(1) 委託業務名

島原振興局総合庁舎宿日直業務委託

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

長崎県島原振興局総合庁舎

(4) 業務内容

別添「島原振興局総合庁舎宿日直業務委託仕様書（別紙1含む）」のとおり

(5) 開札の期日及び場所

期日 令和8年3月19日（木） 10時00分～

場所 長崎県島原振興局新館A会議室

※入札当日が悪天候（大雨、大雪等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3(3)の部局へ確認してください。

開札は、入札者又は代理人の立会いのもと行う。

(6) 入札参加申込み

①入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）の必要項目に記載を行い、必要書類を添付し、1(7)の部局へ直接持参するか、または、郵便（必着）により提出して下さい。（正本1部及び写し1部）

②申請の時期は、この入札に関する公告の翌日から令和8年3月3日（火）（県の休日を除く）までの間の午前9時から午後5時までです。

③資格審査結果

資格審査結果については、令和8年3月6日（金）までに通知するものとします。

④申請書の交付・提出場所及び申請に関する問合せ先

1 (7) の部局

(7) 入札説明書等に関する質問書の提出について

当該入札の実施要領等に関する質問については、令和8年3月4日（水）午後5時までに下記あてにFAX又は電子メールのいずれかにて提出してください。送信後、質問書を送付した旨を下記まで連絡してください。なお、入札後に実施要領等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

電話：0957-63-5036（島原振興局管理部総務課 直通）

FAX：0957-63-7933（島原振興局管理部総務課総務係）

e-mail: s11010@pref.nagasaki.lg.jp

※回答は令和8年3月6日（金）午後5時までに、質問に対する回答書により、島原振興局のホームページに掲載します。

アドレス：<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsuoho/gyomuitaku/index.html>

(8) 入札書の記載方法

- ①入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ②落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10/100 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載してください。
- ③入札金額（首標数字）は訂正することができません。
- ④入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。
- ⑤入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要です。入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。

【注意事項】

- ・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名及び業務の名称を記入し提出してください。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印してください。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
- ・入札書の宛名は長崎県島原振興局長 吉田 稔 宛としてください。

(9) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の 5 以上の金額を令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 3 時までに納付の上、納付書の写しを令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時までに提出してください。（落札しなかった者については、適法な還付請求書を入れ終了後に提出し、後日口座振替にて還付します。）

イ 次のいずれかに該当し、それぞれの関係書類が指定期限までに提出された場合は、入札保証金を免除します。

- ・保険会社との間に島原振興局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し入札保証保険証書を令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時までに 3 (3) の部局へ提出したとき。なお、入札保証保険期間の終期は、令和 8 年 3 月 26 日として下さい。
- ・令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 11 日までの間において本県若しくは他の地方公共団体又は国との間にその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、それを証明するものを 2 件、令和 8 年 3 月 11 日（水）午後 5 時までに 3 (3) の部局へ提出したとき。

※それを証明するものとは、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 17 日までの間に締結した契約書の写しとします。なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出してください。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満

ただし、最低でも 100 万円を超える金額の証明を必要とします。

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

エ 納付の方法

(i) 入札保証金の納付に係る文書の様式は特に定めていませんが、次の事項を記載した申出書を令和 8 年 3 月 12 日（木）午後 5 時までに、3 (3) の部局へ提出（書留郵便など配達記録が残るものに限り郵送も可）してください。

- ・宛名（長崎県島原振興局長 吉田 稔）
- ・作成日
- ・入札者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名（代表者印（個人の場合、本人の印）を押印）

- ・申出内容（「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申出ます。」と記載。）
 - ・委託業務名 島原振興局総合庁舎宿日直業務委託
 - ・入札保証金納入額
- (ii) 申出書を受け取り次第、保管金払込書を送付しますので、最寄りの金融機関において
令和8年3月18日（水）午後3時までに納付してください。
- (iii) 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを
令和8年3月18日（水）午後5時までに3（3）の部局へ提出してください。（FAX、
郵送可）

才 注意事項

- ・入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5/100以上となります。例えば、100万円で入札する場合、入札保証金は5万円ではなく5万5千円となるのでご注意願います。入札保証金が5万の場合は、909,090円までしか入札できず、100万円の入札は無効となります。

②契約保証金

- ア 契約保証金等は、契約と同時に提出してください。
- イ 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付してください。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。
 - ・島原振興局長を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。
 - ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを2件提出したとき。
- ※その履行を証明するものとは、締結した契約書の写し及び発注者の履行證明書等とします。なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出してください。
 - (a) 3,000万円以上
 - (b) 3,000万円未満1,000万円以上
 - (c) 1,000万円未満
- ただし、最低でも100万円を超える金額の証明を必要とします。
- ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

(10) 入札の無効

令和8年2月19日付け「一般競争入札の実施（公告）」の「9 入札の無効」によります。

(11) 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。1回目の開札で、予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者がいなかったときは、3回を限度として、再度の入札を行います。なお、3回目までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議を行う場合があります。

(12) 入札結果の公表

入札結果については公表します。

(13) 契約書の作成等

- ①島原振興局管理部総務課経理班と協議を行ってください。
- ②その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによります。

(14) 競争入札の参加資格

令和8年2月19日付け「一般競争入札の参加者の資格等（告示）」によります。

2 担当県職員等との接触の禁止等

一般競争入札参加資格申請書を提出した者の職員は、落札者が決定されるまでの間、島原振興局管理部総務課の職員及びその上位の職にある者に対し、本入札の手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触を禁止します。

3 その他

(1) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めてください。

(2) 本業務を実施する場合は、当該業務の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行することとします。

(3) 当該入札及び契約事務に関する担当部局

名称 長崎県島原振興局管理部総務課 経理班

住所 〒855-8501 島原市城内1-1205

電話 0957-63-5036（島原振興局管理部総務課 直通）

FAX 0957-62-8615（島原振興局管理部総務課 経理班）